最終更新日:2015年11月24日
株式会社翻訳センター
代表取締役社長　東　郁男
問合せ先:06-6282-5013
証券コード:2483
http://www.honyakuctr.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ではコーポレート・ガバナンスの重要性を踏まえ、「コンプライアンス重視」を基本的な経営方針のひとつとして位置付けております。コンプライアンス体制を整備・確立するために、グループ企業行動規範を定め、コンプライアンス担当役員を長とした委員会を組織しております。これにより、社内のリスク管理体制の整備に努めるとともに、翻訳業界のリーディング・カンパニーに求められる社会的責任を果たしていきたいと考えております。
これまでの当社におけるコーポレート・ガバナンスについては、取締役会が経営方針等の最重要事項に関する意思決定機関および監督機関としての機能を担い、3名の社外監査役から成る監査役会が経営の透明性の向上および監視機関としての機能を担ってまいりましたが、取締役会の監督機能の一層の強化および適切な意思決定を図ることを目的に、平成27年6月25日開催の第29回定時株主総会において新たに社外取締役1名を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エムスリー株式会社	345,000	20.48
RBC IST-OMNIBUS 15.315 NON LENDING-CLIENT ACCOUNT	99,800	5.92
東　郁男	75,200	4.46
池亀　秀雄	51,800	3.07
淺見　和宏	44,300	2.62
翻訳センター従業員持株会	32,000	1.89
角田　輝久	27,700	1.64
二宮　俊一郎	25,800	1.53
礒野　由美子	24,600	1.46
妙中　厚雄	20,100	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

エムスリー株式会社は、当社の議決権の20.48%を有しており、同社は当社のその他の関係会社であります。
同社と当社との間には、役員の兼務や出向者の受入もないことから、独立性が確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本　淳	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　淳	○	―――	会社経営に関する法務問題に高い専門性を有する弁護士であり、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しました。 また、当社経営陣からの独立性が疑われるような属性等は存在せず、独立役員として一般株主との利益相反の恐れはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査役と会計監査人の連携状況＞
監査役は会計監査人より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受けております。また、必要に応じて随時、情報交換を実施して、緊密な連携を図っております。
＜監査役と内部監査部門の連携状況＞
内部監査につきましては、内部監査室（3名）が監査計画に従い、内部統制システム、リスクマネジメント等の監査を実施評価しております。監査結果につきましては、代表取締役および取締役会、監査役へ報告されるとともに改善事項の提言を行っております。
また、監査役は、内部監査室より内部監査の実施結果について報告を受け、その監査結果を活用して監査効率の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
妙中　厚雄	税理士													
松村　信夫	弁護士													
大西　耕太郎	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
妙中　厚雄	○	―――	税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。 また、当社経営陣からの独立性が疑われるような属性等は存在せず、独立役員として一般株主との利益相反の恐れはないと判断しております。
松村　信夫	○	―――	高い専門性を有する弁護士であって、人格・見識に優れていることから、独立の立場を必要とする社外監査役として適格であり、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。 また、当社経営陣からの独立性が疑われるよ

			うな属性等は存在せず、独立役員として一般株主との利益相反の恐れはないと判断しております。
大西　耕太郎		―――	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与という形で、会社業績や貢献度に応じてメリハリのついた対応を行っており、具体的なインセンティブ効果の高い報酬制度の導入については現在予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く。）と社外役員に区分する方法で、それぞれの年間総額を開示しております。当事業年度における当社の取締役に対する役員報酬の内容は、以下のとおりであります。
報酬等の総額および報酬等の種類別の総額 107,197千円（基本報酬 77,197千円、賞与 30,000千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

＜取締役の報酬に関する方針＞
取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、定額報酬と業績変動報酬（役員賞与）で構成しております。
定額報酬は、各取締役の職位に応じて、経営環境等を勘案して報酬額を決定しております。なお、各取締役への報酬の総支給額を月額18,000千円以内としております。
業績変動報酬は、当事業年度の当社グループの業績・担当部署の業績等に基づいて決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

＜社外取締役＞
社外取締役に対するサポートについては総務部が対応しており、基本的には開催される取締役会の内容について事前通知等を行うなど、取締役会における意見交換及び審議・承認が円滑に遂行できる体制を取っております。
＜社外監査役＞
内部監査室のスタッフが監査役会の事務局を務めております。また、監査役会が必要とする場合は調査等に加わる体制にあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

＜業務執行に関する事項＞
当社では、経営に係わる重要な事項の立案、検討および実施結果の把握を行うために、取締役・監査役および各部門責任者が出席する経営会議を毎月開催しており、出席者が自由に発言することのできる場として有効に機能しております。当経営会議は取締役会で決定した基本方針に基づき、全般的会社業務の計画および執行その他経営に係る重要事項に関し、必要な審議決定を行い、その内容はそれぞれの責任者を通じて各部門に周知徹底と、方針に沿った実行・運用が図られております。

＜監査に関する事項＞
(1) 監査役監査の状況
監査役監査につきましては監査役会を設置し、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）が会計上の監査のみならず、取締役会等重要な会議への出席のほか、取締役からの聴取、重要な書類の閲覧、内部監査との連携、各営業部門等の監査などの監査業務全般を通じて取締役の職務の執行を監査しております。
(2) 会計監査の状況
会計監査につきましては新日本有限責任監査法人の監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士および会計監査業務の補助者は以下のとおりであります。
業務執行社員　渡部　健
同 大谷 智英
会計監査業務に係る補助者
公認会計士 12名 その他 3名
なお、継続監査年数については、全員7年以内であります。

＜業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス＞
基本方針は取締役会においてリスク管理の基本方針を決定し、リスク管理部署として総務部が担当しております。総務部にてリスクの把握・分析を行い、定期的あるいは随時に取締役会へ直接報告しております。
また、法規制に係るリスクを回避するため、必要に応じて顧問弁護士等にリスクに対する公正・適切な助言指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

近年の当社グループにおける業容の拡大傾向と組織体制の複雑化により、グループ全体にわたる監督機能を強化する必要性が更に高まっているところ、社外取締役によるモニタリング機能が発揮されることにより一層のガバナンスが期待されることから、本年の定時株主総会において新たに社外取締役1名を選任しております。今後は、独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、経営の効率性の向上、経営の健全性の維持および経営の透明性の確保というコーポレート・ガバナンスの目的をより一層実現できると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様に出席していただけるように考慮して、第29回定時株主総会の開催日は平成27年6月25日といたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通じて代表取締役によるプレゼンテーション、質疑応答を実施しております（2014年度は大阪で1回、東京で4回、岐阜で1回、岡山で1回の合計7回）。開催スケジュールは当社ウェブサイトの「IRカレンダー」にて開示しています。 ■IRカレンダー　http://www.honyakuctr.com/corporate/ir/calendar	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期および通期決算後に代表取締役によるプレゼンテーション、質疑応答を東京にて実施しております（2014年度は2回）。	あり
IR資料のホームページ掲載	コーポレートサイト内にIRサイトを設置し、決算短信・有価証券報告書・事業報告書・決算説明会資料などの各種IR資料を掲載しております。また、IRサイトには、個人投資家向けのページを設置し、四半期毎に更新するトップメッセージやこれまでの歩み、業績を図説するなど、当社をより理解していただくための情報を掲載しています。 ■IRサイト　http://www.honyakuctr.com/corporate/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境の保全に関する取り組みを当社ウェブサイトに掲載しております。当社は環境への取り組みの一環として、ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得しております。 ■CSR 環境への取り組み　http://www.honyakuctr.com/corporate/information/csr
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社は経営戦略の一環として女性を積極的に採用してきたことから、従業員全体における女性比率が高くなっております。（全従業員における女性比率　約60%） 女性の活躍促進に向けては、育児休暇制度や時短勤務の導入・活用、人材育成研修制度の充実などを通じて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や女性のキャリア形成支援として取り組んでまいりました。 現在、取締役ならびに監査役における女性の登用はございませんが、性別によらない採用・配置・評価などを通じて、幹部層・管理職層における女性比率は約40%を占めており、多くの人材が経営に参画しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社および子会社から成る当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備・確立するために、当社および子会社の取締役および従業員を対象とする「グループ企業行動規範」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図ります。
(2)コンプライアンス上の問題の未然防止、早期是正のために、コンプライアンス担当役員を長とし、当社および子会社の取締役および従業員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。またコンプライアンス上の問題の早期発見のため、当社および子会社の従業員を対象として、社内および社外の相談窓口(コンプライアンス・ヘルプライン)を設置しています。
(3)重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は社内および社外の相談窓口あるいは関連部署に事実関係を確認のうえ、直ちに取締役会および監査役会に報告します。また重大な違反内容については、コンプライアンス委員会または社外および社内コンプライアンス相談窓口、総務部と協議の上対応策を検討するとともに、当社および子会社を対象とする再発防止策を実施します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録して適切に保存および管理しています。また、取締役および監査役は、常時これらの文書等の閲覧が可能です。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社および子会社の事業遂行にあたり発生しうるリスクを平常時の段階で想定するとともに、リスクが現実化した場合の意思決定、役割分担、具体的対応に関する体制を規定するため、当社および子会社を対象とする「リスクマネジメント規程」を制定しています。
(2)当社グループ全体におけるリスクマネジメントを推進するため、「リスク管理委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクを想定します。想定された重要リスクについては指定を受けた責任部門において、対応策の策定・リスク低減活動の実施などを、合理的かつ適切な方法で管理します。
(3)当社または子会社において重要リスクが現実化した場合に、損失を最小限にとどめるために、代表取締役またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、情報および権限、意思決定の一元化を図り、迅速かつ適切な対応を行います。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、取締役会規程により、月1回これを開催しています。また、必要に応じ適宜臨時に開催して重要事項の決定を行うとともに、相互に業務執行の監督を行っています。
(2)取締役および監査役と各部署の責任者を構成メンバーとし、経営戦略の浸透および各部署の適時適切な現状報告を目的とした経営会議を月1回開催しています。
(3)子会社の取締役の職務の執行に関しては、その自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を制定しています。
(4)子会社の重要な意思決定に関わる事項については、当社取締役会の決議を経ることとし、当社グループ全体のガバナンスの維持・強化を図っています。
(5)連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、当社および子会社における適正かつ効率的な経営を執行します。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役の職務の執行に関し、当社取締役会・経営会議などにおいて、定期的な報告の機会を設けることとしています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、その使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人を設置すべきことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査担当者を監査役の職務を補助すべき使用人として指名することとします。

7. 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役の職務を補助の期間中、その使用人への指揮命令権は監査役に専属し、取締役の指揮命令権が及ばないものとします。
(2)監査役の職務を補助する使用人に対する人事異動等の事項は、事前に監査役会の同意を要するものとします。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
(1)当社の代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。
(2)当社および子会社の取締役および使用人は監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について速やかに監査役に報告および情報提供を行います。
・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
・法令定款に違反する恐れのある事項および不正行為
・毎月の会計関連資料
・内部監査室が実施した監査結果
・コンプライアンス相談窓口への通報状況
・上記以外のコンプライアンス上重要な事項
(3)前記にかかわらず、当社および子会社の取締役および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
(4)監査役は子会社の監査役との間で定期的に意見交換および情報交換を行います。

9. 監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査役に報告を行った者が、報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないようにするため、報告者およびその内容に関する情報について管理する体制を整備します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について費用の前払または償還を請求したときは、その請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかにその費用の前払または償還を実施するものとします。また、職務の執行について生ずる債務の処理についても同様とします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが可能です。
(2)監査役は代表取締役ならびに会計監査人との間で定期的に協議し、意見交換と情報の共有化を図ります。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
(2)当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力排除に向けて、顧問弁護士等の外部専門機関等とも連携し、組織的に対応することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力の排除に関する対応を定めており、教育と啓蒙活動を通じ社員全員に周知徹底を図っております。また、総務部を対応部署として、外部専門機関等との連携を図る体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要について＞
1.当社の企業理念および適時開示に係る基本方針
当社は、産業技術翻訳を通して、国内、外資企業の国際活動をサポートし、国際的な経済、文化交流に貢献する企業を目指すことを企業理念としております。
かかる認識のもと、当社では、経営理念のひとつとして、「コンプライアンス重視」を掲げており、コンプライアンス（法令遵守、社会倫理の実践）重視の経営を実行するために、一人ひとりが心がけるべき行動や心構えを示した行動規範を制定し、これを全役職員の指針として、社会に貢献する企業として活躍することをめざしております。
当社では、本理念や「翻訳センターグループ 企業行動規範」を当社ホームページに掲載するとともに、社内研修や会議、社内報等の情報提供の場において、全役職員が当社グループの担う社会的役割を十分に認識し、共有するよう努めております。
また、適時開示に関しましては、「翻訳センターグループ 企業行動規範」の中でも、「適切な情報の開示」を掲げ、株主、投資家をはじめとするステークホルダーから正しい理解と信頼を得られるよう、必要と認められる財務内容や事業活動等の企業情報を適時適切に開示し、経営の透明性を維持できるよう社内体制の充実を図り、適時開示規則および関連諸法令等に基づいた適時適切な開示に努めております。

2.適時開示に係る当社の社内体制について
（決定事実に関する情報）
重要な決定事項については、取締役会（原則月1回開催）において決定しております。
決定された重要な事項については、適時開示規則に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびに経理部、経営企画室および総務部等の関連部署にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっております。
（発生の事実に関する情報）
当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部の責任者は速やかに情報取扱責任者へ連絡しております。
発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっております。
（決算に関する情報）
決算に関する情報（年度決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正に係る情報）は、経理部によりこれを取りまとめ、取締役会での承認と報告の後、速やかに開示手続きをとっております。
（子会社に関する情報）
各グループ子会社に係る重要な情報については、主管部である経営企画室が情報を収集し、開示が必要となる場合には、情報取扱責任者および経理部へ連絡し、速やかに開示手続きをとっております。

3.重要事実の開示手続きについて
情報取扱責任者ならびに経理部、総務部および経営企画室等の関連部署は協議のうえ、速やかに当該重要事実を開示しております。
なお、重要事実の開示は経理部が行い、適時情報開示伝達システム（TDnet）、当社ホームページ、大阪取引所における資料投函、記者会見等により開示しております。
また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、IR担当部署である経営企画室で対応しております。

4.インサイダー取引の管理について
当社では、重要情報の取扱いに関して「内部者取引管理規程」を定め、インサイダー取引の防止を徹底しております。
適時開示に係る情報についても、関係者への情報管理の徹底および不正使用を厳禁するとともに、当該情報が未公開の重要情報に該当すると判断される場合には、当該情報が開示・公表されるまで、関係者による当該情報に係る有価証券等の売買を禁止しております。
また、当社役職員の株式売買については、当該規程において、「自社特定有価証券等 売買申請書」による届出を行うことを定めており、情報取扱責任者が、当社の重要事実の有無等を確認した上で、株券等の売買等について必要な指示を行うこととしております。

5.適時開示に係るモニタリング体制
当社では、監査役が適時開示規則に基づいた適時適切な情報開示が行われているどうかをモニタリングし、適時開示すべき情報についての適法性に加え、十分性・明瞭性等が欠ける場合にも、その場で指摘し改善を促しております。

当社の提出日現在のコーポレート・ガバナンスの状況を模式図で示すと次のとおりであります。

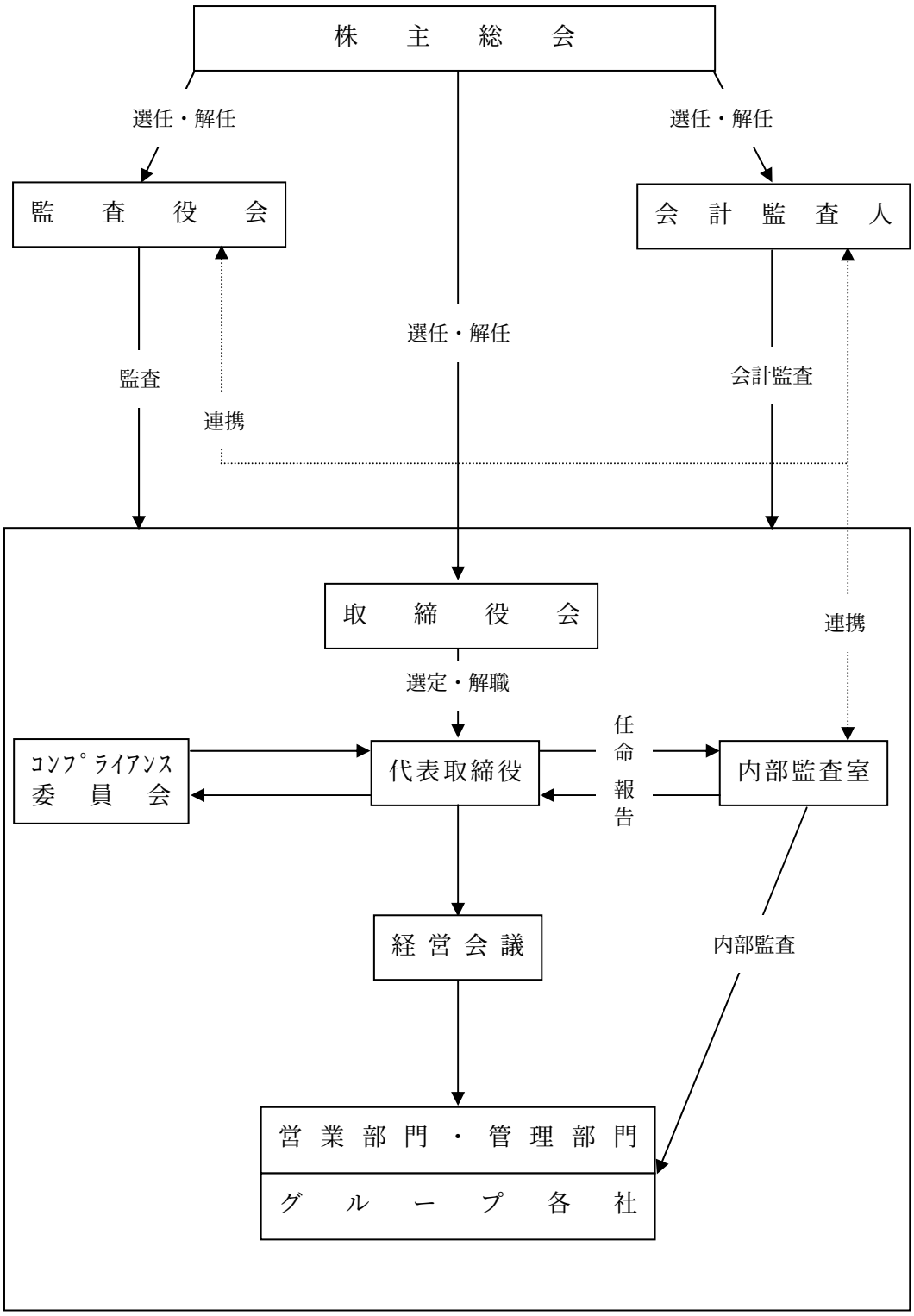

適時開示体制の概要

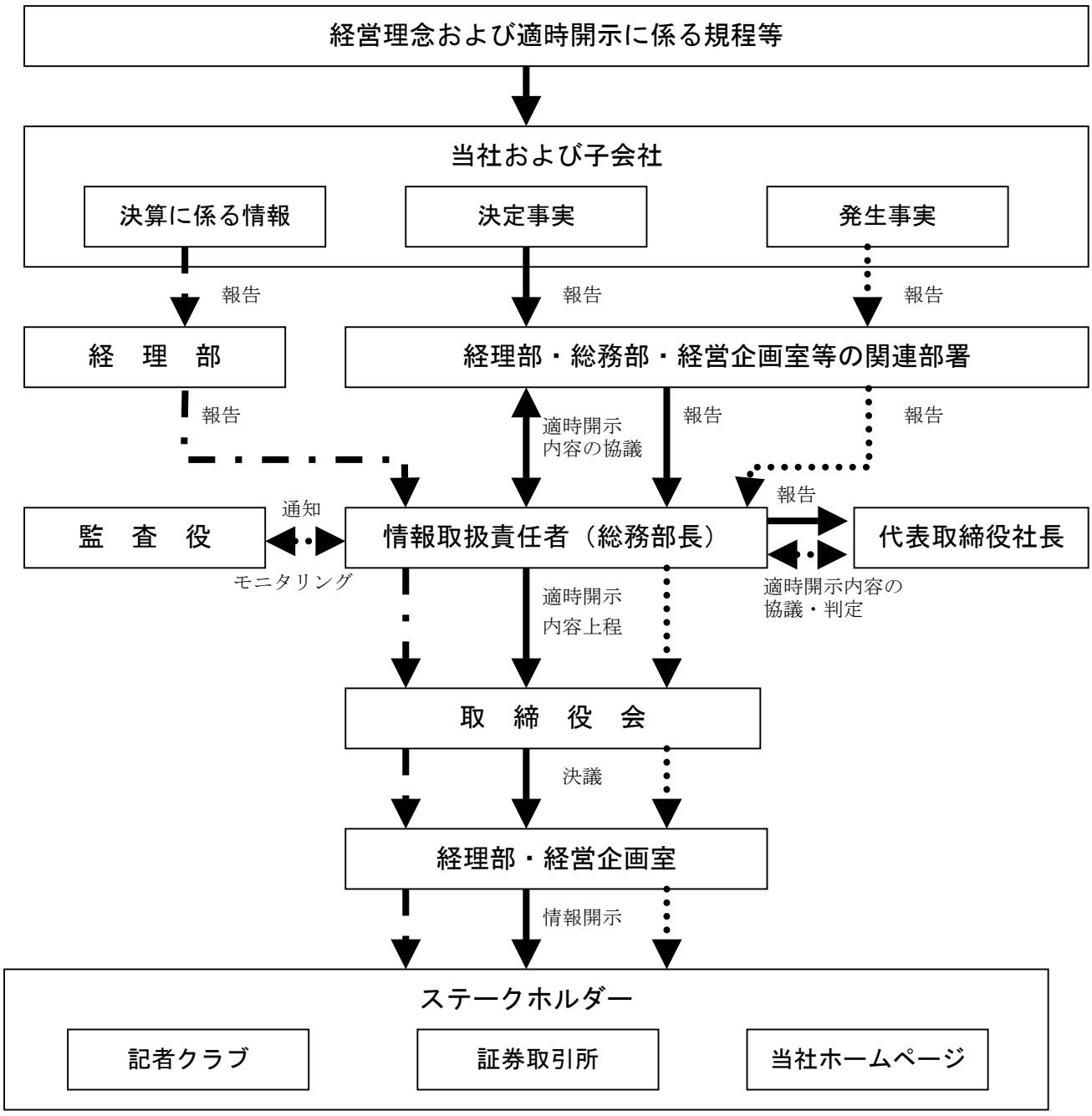
経営理念および適時開示に係る規程等
当社および子会社
決算に係る情報
決定事実
発生事実
報告
報告
報告
経　理　部
経理部・総務部・経営企画室等の関連部署
報告
適時開示
内容の協議
報告
報告
報告
通知
監　査　役
情報取扱責任者（総務部長）
代表取締役社長
モニタリング
適時開示
内容上程
適時開示内容の
協議・判定
取　締　役　会
決議
経理部・経営企画室
情報開示
ステークホルダー
記者クラブ
証券取引所
当社ホームページ